

公布された条例のあらまし

◆奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 1 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額の引上げ
一般運送契約以外の契約である場合における候補者（県議会議員及び知事の選挙における候補者をいう。2及び3において同じ。）の選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げることとした。
 - (1) 借入れ契約の場合
一日当たり 一万六千円（現行一万五千八百円）
 - (2) 燃料の供給に関する契約の場合
一日当たり 七千七百円（現行七千五百六十円）
- 2 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額の引上げ
候補者の選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げることとした。
 - (1) 選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚以下の場合
一枚当たり 七千七百円（現行七千五百一十円）
 - (2) 選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚を超える場合
一枚当たり 三十八万六千五百円（現行三十七万五千五百円）と五円十八銭（現行五円二銭）にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額
- 3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の引上げ
候補者の選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を次のとおり引き上げることとした。
 - (1) 選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下の場合
一枚当たり 五百四十一円三十一銭（現行五百二十五円六銭）にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円（現行三十一万五千元）を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

- (2) 選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合
一枚当たり 二十八円三十五銭（現行二十七円五十銭）にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十八万六千九百五十円（現行五十七万三千三十円）を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
- 4 施行期日等
 - (1) 公布の日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

- 1 附属機関の設置
まほろば健康パーク機能強化エリア整備事業に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 育児休業法に規定する条例で定める職員の変更
地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）に規定する条例で定める職員に該当する非常勤職員から次の職員を除くこととした。
その養育する子（育児休業法に規定する子をいう。以下同じ。）の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）に規定する期間内に育児休業をしようとする非常勤職員であって、当該期間の末日から六月を経過する日までにその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない者
- 2 育児休業法に規定する条例で定める日に係る要件の変更等
 - (1) 要件の変更
育児休業法に規定する条例で定める日を、その養育する子が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）とする要件は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては、次に掲げる要件のみとすることとした。

当該子の一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(2) 要件の追加

育児休業法に規定する条例で定める日を、その養育する子の一歳六か月到達日とする要件に、次に掲げる場合を追加することとした。

ア 非常勤職員の配偶者が、当該子の一歳到達日の翌日以降、育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする育児休業を非常勤職員がしようとする場合

イ 非常勤職員が当該子の一歳到達日後の期間において、条例に規定する場合に該当して育児休業をしたことがない場合

3 育児休業法に規定する条例で定める場合の変更等

(1) 場合の変更

育児休業法に規定する条例で定める場合を、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては、次に掲げる場合のみとすることとした。

当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(2) 場合の追加

育児休業法に規定する条例で定める場合に、次に掲げる場合を追加することとした。

ア 非常勤職員の配偶者が、その養育する子の一歳六か月到達日の翌日以降、地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされたの翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする育児休業を非常勤職員がしようとする場合

イ 非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間において、条例に規定する場合に該当して育児休業をしたことがない場合

4 育児休業法に規定する条例で定める特別の事情の変更

(1) 特別の事情の削除

育児休業法の改正に伴い、職員は、原則二回まで育児休業を取得することができることとなるため、育児休業の再取得の要件である育児休業法に規定する条例で定める特別の事情から次の場合を除くこととした。

育児休業の終了後、三月以上の期間を経過し、当該育児休業の承認の請求の際に育児休業により子を養育するための計画について育児休業等計画書により申し出た場合

(2) 特別の事情が認められる職員の変更

育児休業法に規定する条例で定める特別の事情として規定する次の場合において、当該事情が認められる職員を非常勤職員のみとする規定を改め、任期を定めて採用された職員とすることとした。

任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員が、任期の更新又は引き続いての採用に伴い、更新前の任期の末日の翌日又は引き続いての採用の日を育児休業の期間の初日として育児休業をしようとする場合

5 育児休業等計画書の名称の変更

4 (1)に伴い、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業取得の制度は廃止される一方、再度の育児短時間勤務の制度は存置されることから、当該計画書の名称を育児短時間勤務計画書に改めることとした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

(1) 令和四年十月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の額の新設

次の手数料の額の新設を行うこととした。

(1) 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る手数料の新設

登録住宅性能評価機関の評価の有無及び床面積に応じ

二三、〇〇〇円 ～ 五、二五三、〇〇〇円

- (2) 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に係る手数料の新設
登録住宅性能評価機関の評価の有無、変更内容及び床面積に応じ
一一、〇〇〇円 ～ 五、二五二、〇〇〇円
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
令和四年十月一日から施行することとした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 個人県民税関係

- (1) 給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等所要の措置を講ずることとした。

- (2) 上場株式等に係る配当所得について、前年分の所得税において当該特定上場株式等の配当所得につき申告分離課税の適用を受けた場合に限り、同様の課税方式の適用を受けることができることとする事とした。

- (3) (2)に伴う所要の措置を講ずることとした。

2 不動産取得税関係

- (1) 不動産を取得した者は、当該不動産の取得について、不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、不動産取得税の賦課徴収に関する条例で定める事項の申告書の提出を要しないものとする事とした。

- (2) (1)の場合においても、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関する条例で定める事項の申告書を提出させることができることとする事とした。

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正

所要の規定の整備を行うこととした。

第三 施行期日等

- 1 次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
 - (1) 第一の3の一部 令和四年十月一日
 - (2) 第一の1(1)及び3の一部並びに第二 令和五年一月一日
 - (3) 第一の2及び3の一部 令和五年四月一日
 - (4) 第一の1(2)及び(3)並びに3の一部 令和六年一月一日
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正
 - (1) 特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、令和六年三月三十一日まで延長することとした。
 - (2) (1)の特例措置の適用要件のうち、特別償却設備を新設し、又は増設するまでの期限について、地域再生法の規定により特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日までに延長することとした。
 - (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部改正
 - (1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置の期限を、令和五年三月三十一日までとすることとした。
 - (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) 公布の日から施行し、1は、令和四年四月一日から適用することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇大和川流域における総合治水の推進に関する条例の一部を改正する条例

- 1 目的の追加
条例の目的に、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の施行

に關し必要な事項を定めることを追加することとした。

2 定義の追加等

(1) 定義の追加等

ア 総合治水の基本方針を定める大和川流域整備計画が廃止され、新たに流域水害対策計画が策定されることに伴い、大和川流域整備計画の定義に関する規定を削り、流域水害対策計画の定義に関する規定を加え、同計画は法に規定する流域水害対策計画をいうこととした。

イ 雨水浸透阻害行為、保全調整池及び貯留機能保全区域の定義に関する規定を加え、それぞれ法に規定する雨水浸透阻害行為、保全調整池及び貯留機能保全区域をいうこととした。

(2) 定義の変更

雨水貯留浸透施設の定義に関する規定を次のように改めることとした。

雨水貯留浸透施設 法に規定する雨水貯留浸透施設をいう。

(3) 用語の変更

ア 特定開発行為の定義が法の特定開発行為の定義と異なるため、用語を大和川特定開発行為に改めることとした。

イ 防災調整池の定義が法の防災調整池の定義と異なるため、用語を特定開発防災調整池に改めることとした。

3 雨水貯留浸透施設等の設置等における計画の変更

総合治水の基本方針を定める大和川流域整備計画が廃止され、新たに流域水害対策計画が策定されたことに伴い、雨水貯留浸透施設の設置並びにため池治水利用施設及び水田貯留施設の整備における計画を流域水害対策計画に改めることとした。

4 ため池の廃止を届け出なければならない者の除外規定の改正

特定開発行為の届出に関する規定の削除に伴い、特定開発行為の届出によるため池の廃止の届出に必要な事項の通知の手続きが廃止されるため、特定開発行為をしようとする者のため池の廃止の届出義務対象者から除外することとした規定を、法の規定による知事の許可を要する行為をしようとする者を当該届出義務対象者から除外する規定に改めることとした。

5 助言又は勧告

知事は、大和川流域において雨水浸透阻害行為等をしようとする者に対して、当該行為による雨水の流出を抑制するため必要があると認めるときは、特定開発防災調整池の設置又は管理に関し、知事が定める基準に基づき、助言又は勧告をすることができることとした。

6 雨水貯留浸透施設の標識の設置

(1) 法の標識は、次に掲げる事項を明示するものとするものとした。

ア 雨水貯留浸透施設（以下「施設」という。）の名称

イ 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号

ウ 施設の容量（容量のない施設にあつては、規模）及び構造の概要

エ 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

オ 施設の管理者及びその連絡先

カ 標識の設置者及びその連絡先

(2) (1)の標識は、施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとするものとした。

7 保全調整池の標識の設置

(1) 法の標識は、次に掲げる事項を明示するものとするものとした。

ア 保全調整池の名称及び指定番号

イ 保全調整池の容量及び構造の概要

ウ 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨

エ 保全調整池の管理者及びその連絡先

オ 標識の設置者及びその連絡先

(2) (1)の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとするものとした。

8 貯留機能保全区域の標識の設置

(1) 法の標識は、次に掲げる事項を明示するものとするものとした。

ア 貯留機能保全区域の名称及び指定番号

イ 貯留機能保全区域の位置

ウ 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

エ 標識の設置者及びその連絡先

(2) (1)の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする事とした。

9 防災調整池等の設置等に関する規定等の削除

大和川流域における特定都市河川流域の指定及び法の適用に伴い、特定開発行為に関する条例の規制を廃止するため、次に掲げる規定を削除することとした。

- (1) 防災調整池等の設置等に関する規定
- (2) 監督処分に関する規定
- (3) 設置の完了の届出義務等に関する規定
- (4) 管理者の義務に関する規定
- (5) 立入検査等に関する規定
- (6) (2)及び(4)の規定による命令に違反した者に対する罰則に関する規定
- (7) 次のいずれかに該当する者に対する罰則に関する規定
 - ア (1)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - イ (5)に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (8) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関し、(6)又は(7)の違反行為をしたときの、その法人又は人に対する罰則に関する規定
- 10 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 11 施行期日等
 - (1) 公布の日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

1 県立中学校の設置

奈良県立国際中学校を設置することとした。

2 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。